

SHKQ001-1980

社会保障研究所の概要

昭和 55 年度

社会保障研究所

東京都千代田区霞が関 3-3-4 (〒100)
(社会事業会館内)
電話 03 (580) 2511

も く じ

設立の趣旨	1
設立およびこれまでの経過	2
機 構	13
昭和55年度事業計画および予算	15
昭和55年度研究プロジェクト	17
刊 行 物	27
昭和54年度事業日誌	33
役員・顧問・参与・職員名簿	37
社会保障研究所法	39
社会保障研究所定款	49

設立の趣旨

わが国の社会保障制度は、近年かなりの発展をとげ、いわゆる国民皆保険および国民皆年金の体制も一応整いました。一歩その内容にたち入ってみると、いぜんとして各種の制度の間には著しいアンバランスがみられるばかりでなく、経済の成長を地域開発の進展あるいは人口構造の変化などに対して、社会保障の分野においてもこれに対処すべき新しい課題がつきつきと加わっており、社会保障の問題については、基礎的総合的な観点から抜本的に検討を加えなければならぬといわれています。

しかしながら、これまでわが国の社会保障を基礎的総合的な立場から研究する組織的な体制にはほとんどみとみるべきものがなく、その立ちおくれが有識者から指摘されてきたのであります。すでに社会保障制度審議会においても昭和37年「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」において、この種の調査研究機関の設置を強く要請しておりました。

昭和40年1月、社会保障研究所はこのような事情のなかで、ひろく経済、財政、社会、人口問題、法制等の面から、社会保障全般についての基礎的総合的な調査研究を行なうことを目的とする特殊法人として設立されたのであります。

なお、社会保障研究所は英文による名称を、THE SOCIAL DEVELOPMENT RESEARCH INSTITUTE といいます。

設立およびこれまでの経過

- 昭和39. 2. 18 社会保障研究所法案国会提出 (付託)
6. 26 法案成立
7. 7 社会保障研究所法施行 (法律第 156号)
11. 24 社会保障研究所長たるべき者として一橋大学教授山田雄三が大指名を受け、設立委員として社会保障制度審議会議長大内兵衛ほか7名が任命された。社会保障研究所設立委員会を開催し、社会保障研究所定款を決定
12. 21 社会保障研究所監事たるべき者として、慶応義塾大学教授寺尾琢磨が大指名を受けた。
40. 1. 11 設立登記完了により社会保障研究所成立
役員として次のとおり発令
- 理事 (非常勤) 塩野谷九十九 (名古屋大学教授)
 - 顧問 大内 兵衛 (社会保障制度審議会議長)
東畑 精一 (アジア経済研究所長)
 - 参与 長沼 弘毅 (厚生行政顧問)
馬場啓之助 (一橋大学教授)
福武 直 (東京大学教授)
館 稔 (人口問題研究所長)
- 総務部長に加地夏雄 (前社会保障研究所設立準備事務局書記) を発令
1. 12 社会保障研究所開所式挙行、業務を開始
2. 1 社会保障研究所開所披露式開催 (目黒迎賓館)
3. 4 社会保障研究所常務理事に木村又雄 (前社会福祉事業振興会常務理事) を発令
6. 1 研究課題ごとに設けられた5つの部門別研究会と政策研究を中心とした合同研究会が発足
6. 25 『季刊社会保障研究』創刊号発刊

40. 7. 26 シンポジウム (旧第1回)「社会保障とは何ぞや」開催 (梶井沢) (7. 26~27)
11. 10 ISSA 文献委員会発足
11. 15 第1回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー—開催 (日本初業銀行) (11. 15~18)
41. 2. 11 社会保障研究所設立1周年記念講演会およびパネライ開催 講演内容「福祉開発の意義と条件」講演者 蠟山政道 (帝國ホテル)
4. 1 昭和41年度新研究プロジェクトのもとに、部門別研究会を従来の5研究会から6研究会に、合同研究会を政策研究会に改め、トピックス的な問題をとりあげるここととなった。
5. 15 常務理事木村又雄の辞職を発令
6. 2 常務理事に河角泰助 (前総理府社会保障制度審議会事務局長) を発令
7. 8 第1回社会保障教室開講 (7. 8~9. 22)
7. 18 シンポジウム (旧第2回)「社会保障の体系化」開催 (箱根) (7. 18~19)
10. 12 第2回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー—開催 (日本都市センター) (10. 12~15)
42. 1. 11 監事 寺尾琢磨、顧問 大内兵衛・東畑精一・長沼弘毅、参与 馬場啓之助・福武 直・館 稔再任
3. 31 昭和41年度個人研究発表会開催
4. 1 研究第2部長に地主重美を発令
4. 18 研究第1部長に小沼 正を発令
6. 27 昭和42年度公開研究発表会開催
9. 16 所長山田雄三、欧州の社会保障制度視察のため出張 (10. 16まで)

42. 10. 30	第3回社会保障研究所基礎講座—社会開発と社会保障セミナー—開催（日本都市センター）（10. 30～11. 2）	44. 8. 12	総務部長木代一男の辞職を発令、後任総務部長に福田芳助（前総理府社会保障制度審議会事務局長）を発令
11. 1	顧問に今井一男（共済組合連盟会長）を發令	8. 15	第1回公開研究会談会「老後保障の方向をめぐって—英・米・デンマークにおける老人の理想と関連して—」開催
43. 2. 1	『海外社会保障情報』創刊号発刊	10. 27	第5回社会保障研究所基礎講座—地域社会と社会保障セミナー—開催（都道府県会館）（10. 27～30）
2. 10	社会保障研究所シンポジウム（第1回・設立3周年記念）開催 テーマ「社会保障と労働」「社会保障と経済」「社会保障の拠出と給付」（弘済会館）	10. 31	顧問 今井一男任期満了により辞任
3. 1	総務部長加地夏雄の辞職を發令	11. 24	第2回公開研究会談会「イギリス年金白書と新しい国際動向について」開催
3. 2	総務部長に木代一男（前公害防止事業団総務部長）を發令	12. 9	顧問に今井一男（共済組合連盟会長）を發令
3. 19	所長山田雄三、日米文化教育事業委員会（アメリカ）に日本側代表として出席（3. 25まで）	45. 2. 7	第3回社会保障研究所シンポジウム開催、テーマ「社会保障における計画的視点」「医療保障の体系化」（弘済会館）
4. 1	研究第3部長に三浦文夫を發令	6. 2	第3回公開研究会談会「新经济社会發展計画と社会保障」開催
4. 14	主任研究員平石長久、欧米の社会保障研究のため出張（5. 24まで）	6. 2	常務理事 河角泰助再任
5. 28	昭和43年度公開研究発表会開催	8. 11	第4回公開研究会談会「欧米諸国における公的扶助の動向」開催
10. 28	第4回社会保障研究所基礎講座—地域開発と社会保障セミナー—開催（日本都市センター）（10. 28～31）	10. 19	第6回社会保障研究所基礎講座—社会開発と社会保障セミナー—開催（都道府県会館）（10. 19～22）
44. 1. 10	参与 館 総任期満了により辞任 所長 山田雄三、理事（非常勤）堀野谷九十九、 監事 寺尾琢磨、顧問 大内兵衛・東畑精一・長沼弘毅、参与 馬場啓之助・福武 直再任	46. 1. 11	第4回社会保障研究所シンポジウム開催、テーマ「政治体制と社会保障」「法秩序における社会保障」「社会保障と社会サービス」（弘済会館）
2. 7	第2回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ「政治体制と社会保障」「法秩序における社会保障」「社会保障と社会サービス」（弘済会館）	2. 8	第4回社会保障研究所シンポジウム開催、テーマ「経済福祉と社会福祉」「社会福祉における公私問題」（弘済会館）
6. 3	昭和44年度公開研究発表会開催	6. 7	総務部長福田芳助の辞職を發令

46. 6. 25	第5回公開研究座談会「コミュニティと社会福祉」開催 総務部長に山崎 晋(前社会保険大学校教務課長)を發令 研究員高橋敏士, ECAFE 主催セミナー(パンコク)に参加(9.10まで) 第6回公開研究座談会「西欧における社会保障の動向」開催 第7回社会保障研究所基礎講座—社会計画と社会保障セミナー—開催(都道府県会館)(10.18~21) 常務理事河角泰助の辭職を發令 常務理事に岡本和夫(前総理府社会保障制度審議会事務局長)を發令 顧問 今井一男再任 第5回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「経済情勢の変化と社会保障」 「医療問題の論点」(霞が関東海俱樂部) 研究第3部長三浦文夫, 欧州の社会保障研究のため出張(5.10まで) 理事(非常勤)塩野谷九十九, 参与 馬場啓之助の辭任を發令 理事(非常勤)に馬場啓之助, 参与に塩野谷九十九を發令 第7回公開研究座談会「年金の自動調整」開催 研究第1部長小沼 正を調査役に, 後任研究第1部長に保坂哲哉を發令 第8回公開研究座談会「生活保護の動向」開催 所長 山田雄三, ISSA 常任委員会(ジュネーブ)	47. 10. 23 48. 1. 10 1. 25 2. 5 4. 1 6. 6 8. 1 10. 29 12. 4 12. 8 49. 2. 5 6. 1 6. 3 6. 11	に出席(10.20まで) 第8回社会保障研究所基礎講座開催(都道府県会館)(10.23~26) 所長 山田雄三, 顧問 大内兵衛・東畑清一・長沼弘毅, 参与 福武 直任期滿了により辭任 理事(非常勤)馬場啓之助の辭任を發令 所長に馬場啓之助(一橋大学名誉教授)が厚生大臣から發令された 監事 寺尾琢磨再任 理事(非常勤)に福武 直を發令 顧問に山田雄三(一橋大学名誉教授)を發令 第6回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「福祉政策の基本的性格」 「福祉政策と雇用問題」(霞が関東海俱樂部) 参与に平田富田郎(早稲田大学教授)を發令 第9回公開研究座談会「医療」開催 参与に浦田純一(前厚生省環境衛生局長)を發令 第9回社会保障研究所基礎講座開催(都道府県会館)(10.29~11.1) 第10回公開研究座談会「コミュニティ・ケアと社会福祉施設体系」開催 顧問 今井一男任期滿了により辭任 第7回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「インフレと福祉政策」 「最低賃金と最低生活保障」(霞が関東海俱樂部) 参与 塩野谷九十九再任 総務部長山崎 晋の辭職を發令 総務部長に田川 明(前厚生省社会高生活課長)
-----------	---	---	---

49. 6. 17	を発売 第11回公開研究会「ヨーロッパにおける最近の社会保障の動向」開催	50. 7. 31	会福祉」(7.24まで、麹町会館)
8. 30	研究員大木圭野, 社会保障制度研究のためイギリス, スウェーデンほかに出張(50.1.6まで)	8. 12	参与補田純一任期満了により辞任 総務部長田川 明の辞職を発売, 後任の総務部長 に高橋三男(前厚生省児童家庭局児童手当課長)を 発売
11. 5	第10回社会保障研究所基礎講座開催(全日通労働 会館)(11.5~8)	9. 6	研究第2部長地主重美, 西欧諸国における社会保 障政策に関する研究・調査のためイギリスほかに出 張(12.7まで)
11. 26	第12回公開研究会「生活調査における家族周 期的アプローチ」開催	9. 14	研究員小林良二, プリティッシュ・カウンシルの 研究奨学生としてイギリスに出張(51.9.13まで)
50. 1. 25	顧問 山田雄三再任	10. 24	第14回公開研究会「地域福祉と住民参加」開 催
2. 10	第8回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ 「経済変動と社会保障」 「福祉社会の社会組織—社会 福祉におけるコミュニケーションのあり方—」(日本都市 センター)	11. 1	常務理事岡本和夫の辞職を発売, 後任の常務理事 に岸野駿大(元社会保険大学校長)を発売
2. 17	第9回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ 「インフレと社会保障」 「社会保障と社会福祉—社会 福祉の法的課題—」(福岡市民会館)	11. 11	第11回社会保障研究所基礎講座開催(全日通労働 会館)(11.14まで)
2. 28	研究第3部長三浦文夫, (財)政策科学研究研究所研究 視察団員としてスウェーデンほかに出張(3.15まで)	51. 2. 9	第10回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ 「減速経済下の完全雇用政策」 「減速経済下の所得保 障」 「減速経済下の社会福祉」(健保会館)
3. 31	調査役小沼 正の辞職を発売	5. 31	参与塩野谷九十九任期満了により辞任
4. 1	参与 平田雷太郎再任	6. 1	参与に伊部英男(厚生年金基金連合会理事)を 発売
6. 17	第13回公開研究会「年金制度と年金年齢」開 催	6. 7	第15回公開研究会「社会的支出と所得再分配」 開催
7. 22	社会保障問題シンポジウム開催, テーマ「低成長 下の社会保障」 「社会保障と所得再分配」 「人口構造 の変化と社会保障(総論および老人の所得保障)」 「人口構造の変化と社会保障(老人の保健医療)」 「経済社会の変化と社会福祉の役割」 「地域社会と社	9. 28	社会保障問題シンポジウム開催, テーマ「社会保 障費用と個人貯蓄」 「社会保障における費用負担の 社会経済的意義」 「社会福祉における受益者負担」 「地方行政と社会福祉」(9.29まで, 健保会館)

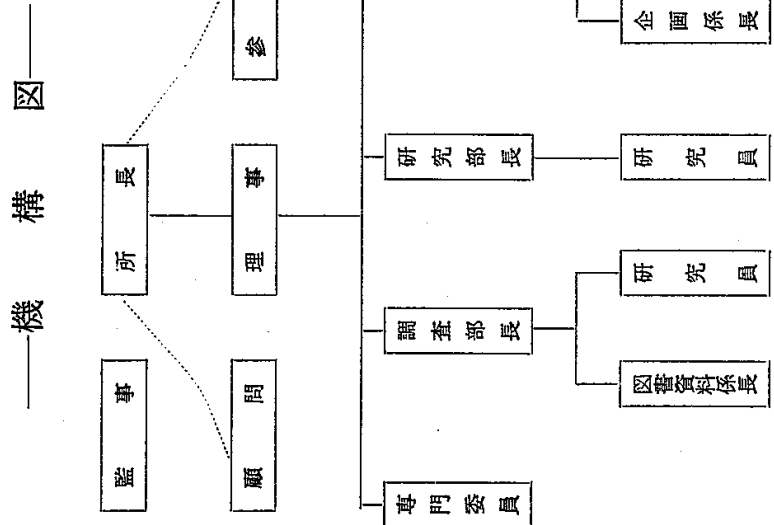
51. 11. 9	第12回社会保障研究所基礎講座開催 (11. 12まで、全日通労働会館)	4. 10	イギリス エセックス大学ピーター・タウンゼント教授講演『英国の老人福祉政策について』
12. 10	研究員大本圭野, 日本中国友好協会主催による中国の社会福祉制度, 教育・生活行政視察のため出張 (12. 25まで)	7. 11	第18回公開研究会開催 テーマ「日本人の老後観」
12. 14	第16回公開研究会「独・仏疾病保険の諸問題と改革の方向」開催	10. 24	第14回社会保障研究所基礎講座開催 (10. 27 まで 健保会館)
52. 1. 6	研究員 山崎泰彦, 社会保障に関する調査・研究等のためニュージーランド, オーストラリアに出張 (3. 28まで)	54. 2. 6	第13回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ「社会保障と雇用政策」(健保会館)
1. 10	所長 馬場啓之助, 監事 寺尾琢磨, 理事 福武直再任	2. 8	研究員 城戸喜子 西ドイツ, スウェーデンの福祉政策についての調査・研究等のため海外出張(4. 7 まで)
1. 25	顧問 山田雄三再任	3. 13	社会保障問題調査検討会 テーマ「社会保障政策の効果測定の理論的枠組について——とくに医療費について」(霞が関東海俱樂部)
2. 8	第11回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「日本的な福祉社会」「社会福祉の日本的形態」(健保会館)	3. 23	社会保障問題調査検討会 テーマ「社会保障政策と雇用問題の調整について」(霞が関東海俱樂部)
6. 28	第17回公開研究会「疾病保険の現金給付について」開催	7. 6	総務部長 高橋三男の辞職を発令。後任に新飯田昇(前厚生省社会局庶務課課長補佐)を発令
10. 5	社会保障問題シンポジウム開催, テーマ「生活保障における企業の役割」「家族機能の変化と社会福祉」(10. 6まで, 健保会館)	10. 1	第19回公開研究会開催 テーマ「社会保障の国民経済的效果に関する分析一年金制度について—」
10. 25	第13回社会保障研究所基礎講座開催 (日赤会館 10. 28まで)	10. 22	第15回社会保障研究所基礎講座開催 (健保会館 25日まで)
53. 2. 8	第12回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「福祉国家の次の段階」「社会福祉水準の国際比較」	11. 1	常務理事 岸野敏太再任
3. 13	所長 馬場啓之助 社会保障に関する調査・研究等のため, デンマーク, イギリス, フランスに出張 (3. 26まで)	55. 2. 7	研究員小林良二 社会保障に関する調査・研究のためカナダに出張 (3. 22まで)
		2. 15	第14回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ

機構

<昭和55年5月1日現在>

「社会保障と財政」(健保会館)
 研究第2部長 地主重美の辞職を発令
 研究第1部長 保坂哲哉の辞職を発令

2.29
 3.31



昭和55年度事業計画および予算

役員等

所長, 理事, 監事 本研究所の役員は, 所長, 理事および監事である。所長および監事は, 厚生大臣が任命し, 理事は厚生大臣の認可を受けて所長が任命する。

顧問 顧問は, 所長の諮問に応じ, 本研究所の業務の運営に関する重要事項を審議し, 所長に意見を述べ。顧問は, 厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

参与 参与は, 所長の諮問に応じ, 本研究所の業務の運営に関する事項を審議し, 所長に意見を述べる。参与は, 学識経験を有する者のうちから, 厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

専門委員 専門委員は, 所長の命を受けて調査研究の企画および調整に参画し, または専門的な調査研究を行なう。

研究員 それぞれ経済学, 社会学, 社会政策等の専門学者として, 社会保障に関する制度, 経済, 社会等の面からの分析研究を行なう。

事務職員 研究所の庶務, 人事, 会計, 会議, 出版編集庶務等の事務を処理するとともに, 図書資料の管理事務を行なう。

職員

昭和55年度事業計画

社会保障研究所は, 社会保障研究所法に規定する目的を達成するため, 昭和55年度事業として次の事業を行なうが, 研究事業費として26,531千円を予定している。

- I 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究
 - 1. 「昭和55年度研究プロジェクト」のとおり
 - 2. 社会保障問題調査研究

II 社会保障に関する情報および資料の収集

- 1. 国内および海外における社会保障に関する文献図書及び資料等の収集
 - 2. 海外における図書, 資料の紹介および情報の交換
- 国連等を中心とする海外の図書, 資料の翻訳, 紹介を行なうほか, ISSA 関係の資料活動を引き続き実施する。

III 調査研究等の成果の普及

- 1. 季刊「社会保障研究」の発行
- 2. 「海外社会保障情報」の発行
- 3. 研究叢書, 翻訳書, 所報等の発行
- 4. 基礎講座, シンポジウム等の開催
- 5. その他成果の普及に必要な事業

昭和55年度研究プロジェクト

○昭和55年度収入支出予算 (単位: 千円)

支 出	入	
	本年度 予算額	本年度 予算額
研究区		
研究所	205,064	204,457
管理区	178,533	204,457
(人件費)	150,498	607
役職給	133,308	607
非常勤給	888	
法定福利金	12,387	
退職手当引当金	1,515	
管理予備費	2,400	
(管理事務費)	27,909	
参与給	790	
非常勤職員手当	1,891	
所費	25,228	
(交際費)	126	
交際費	126	
研究事業費	26,531	
(研究事業費)	26,531	
謝礼金	5,095	
調査旅費	1,315	
海外研究費	901	
海外研究費	9,173	
社会保険問題調査研究費	2,735	
季刊誌刊行費	1,861	
海外社会保険情報刊行費	1,311	
図書購入費	4,140	
計	205,064	205,064
収入		
政府補助金		204,457
政務補助金		204,457
雑収入		607
保険料被保険者負担金		607
計		205,064

(研究課題 I)
社会保険と税制との相互調整ならびに給付配分の効率性に関する理論的実証的研究

研究目的

社会保険費用の効率化を図り、生活安定機能を高めるためには、とくに類似機能を営む税制との調整を図り、福祉政策の一元化を行うことが必要である。

また、給付の配分についても、効率性の高い方式の模索が望ましい。本研究は、これを理論的に追求し、わが国の最近数年間の資料をもとにして、実証していくことを目的とする。

研究項目

1. 財政システムと社会保険
2. 税制と社会保険との関係についての理論的・実証的研究

(1) 社会保険と税制との関係——主要な論点——

(2) 社会保険と税制との調整問題
給付の調整

短期給付の課税

長期給付の課税 (年金と税)

(3) 社会保険の財源調達方法——その経済的・社会的効果——

拠出方法による社会保険の財源調達

租税による社会保険の財源調達

3. 給付配分の効率性に関する理論的・実証的研究

(1) 海外における給付帰着仮説の検討

(2) 所得再分配的観点に基づく給付配分の効率化指標

(3) 日本における帰着パターンの時系列分析

研究実施計画

1. 専門委員, 研究員, 外部協力者等で構成する研究会を設ける。
2. 相互調整については, とくにライフ・サイクルにわたる所得保障と税制の現状を把握し, 理論モデルを設計して実証的検討を行う。

給付の配分については, 帰着パターンの時系列分析を通じて, 効率化指標を検出し, 配分の有効性を明らかにする。年度の前半では, 主として理論的検討と統計資料の整理を行い, 後半でモデル設計とこの実証化を進める。

3. 研究会開催予定

- 第1回 「厚生省・所得再分配調査結果(昭和58年)について」
- 第2回 「公正な分配と効率的な移転形態」
- 第3回 「所得階層別財政の受益分布および所得階層別租税負担分布について」
- 第4回 「税制と社会保障との関連について」
- 第5回 「税制と社会保障との関連について」
- 第6回 「財政支出の所得階層別帰着の国際比較」
- 第7回 「分配政策の理論と現実」
- 第8回 「社会保障と税制との相互調整に関する実証的分析」
- 第9回 「社会保障給付配分の効率性に関する実証的分析」

研究会の構成員

主 査 江見 康一 (一橋大学教授, 社会保障研究所専門委員)

研究会委員 地主 重美 (千葉大学教授, 社会保障研究所専門委員)

飯野 靖四 (慶応義塾大学助教授)

深谷 昌弘 (成蹊大学助教授)

高山 憲之 (一橋大学助教授)

菊川 正敏 (厚生省児童家庭局児童手当課長補佐)

都村 教子 (社会保障研究所研究員)

城戸 喜子 (社会保障研究所研究員)

研究期間

昭和55年4月～昭和56年3月

(研究課題Ⅱ)

重度障害者に対する福祉対策の在り方についての研究
研究目的

1981年は国際障害年とされている, ところでわが国の障害者対策は年々拡充整備されてきたとはいえず, 重度障害者に対する福祉対策の面では, なお検討すべき多くの課題がある。例えばその所得保障もその1つであり, その所得保障は必ずしも十分ではない。この重度障害者に対する教育・就労あるいは介護等の問題についても改善すべき多くの課題がある。この研究では重度障害者の福祉対策の現状と問題点を明らかにし, 上記の諸点について, 改善の方策を探索する。

研究項目

1. 重度障害者の実態とその対策の現状
2. 重度障害者の所得保障について
3. 重度障害者の住宅および生活環境対策について
4. 重度障害者に対する社会福祉対策について
 - (1) 施設福祉
 - (2) 在宅福祉
5. 重度障害者に対する保健・医療, 就労・教育等の対策について
6. 重度障害者と地域社会・企業・家庭について

大都市(例 東京, 特定都市から2カ所), 地方都市(西
部および東北部から2カ所), 農村部2カ所

3) 3月末公聴会を兼ねて, 公開研究報告会を予定

(2) 在宅福祉研究小委員会(○は小委員長)

① 構成メンバー

○三和 治 三浦 文夫
杉森 創吉 大本 圭野
伊藤 洋 高橋 敏士
矢口 雄三 三重野 卓
小林 良二 河野 康徳

② 調査項目と方法

1) 重度障害者の在宅福祉ニーズについて

ア 既存の資料蒐集

イ 対象者からのヒアリング

ウ ケース・スタディ

2) 重度障害者に対する社会福祉対策の展開と現状

ア 資料分析とヒアリング

3) 重度障害者の在宅福祉施策の前提と関連施策について

ア 資料蒐集とヒアリング

4) 重度障害者に対する在宅福祉施策の事例について

ア 現地調査

イ ヒアリング

5) 諸外国の事例

6) 重度障害者に対する在宅福祉の体系

③ 研究のスケジュール

1) 研究会開催予定(※は全体会議)

第1回「研究の進め方」※

第2回「重度障害者に対する社会福祉対策の展開と理

状」

第3回「重度障害者及びその家族からのヒアリング」※

第4回「ケース・スタディ」の結果報告※

第5回「国内及び外国の事例」の紹介

第6回「障害者福祉対策の前提と関連施策について」

第7回「障害者に対する在宅福祉の体系についての構
想」

第8回「障害者に対する在宅福祉の体系について」

第9回「重度障害者の福祉対策の在り方, とくに在宅福
祉の体系を中心に」

2) ケース・スタディは上記の所得保障研究小委員会のケー
ス・スタディと合わせて行う

3) 国内の事例蒐集は, ケース・スタディ対象地6カ所の
外, 必要に応じて4~5カ所を選定

4) 3月末, 公聴会を兼ねて, 公開研究報告会予定

研究会の構成員

主 査 三浦 文夫 (社会保障研究所研究部長)

幹 事 高橋 敏士 (社会保障研究所研究員)

研究会委員 三和 治 (明治学院大学教授)

庭田 範秋 (慶応大学教授)

杉森 創吉 (日本社会事業大学助教授)

京極 高寛 (" ")

小林 良二 (都立大学助教授)

伊藤 洋 (全社協障害者福祉担当)

矢口 雄三 (" 地域福祉担当)

板山 賢治 (厚生省更生課長)

河野 康徳 (厚生省更生課専門官)

大本 圭野 (社会保障研究所研究員)

三重野 卓 (社会保障研究所研究員)

研究期間

昭和55年4月～昭和57年3月

(研究課題Ⅲ)

社会保障の政策効果測定に関する研究

研究目的

わが国では、人口構成の高齢化に伴って、社会保障給付費が急激に増大し、国民経済や生活に及ぼすその影響はきわめて大きいものと予想される。そのような状況のもとで、社会保障への資源の配分や負担の問題を検討するためには、社会保障が経済や生活に与える影響の大きさを客観的にとらえることが是非とも必要となる。

そこで本研究では、社会保障が国民経済や国民生活に及ぼす経済的効果をマクロレベルで計測する方法を検討する。その際、ECのトランスファ・モデルの利用可能性の吟味や改善などをさしあたっての研究課題とする。

研究項目

1. ECのトランスファ・モデルの再検討

ECモデルにおける部門分割および各部門の所得分配などは、日本の資料をそのままあてはめるのが困難である。そこでトランスファ・モデルの趣旨を生かしたもので、日本にも用いうるモデルを開発する必要がある。

2. 新しいモデルの開発

社会保障給付と負担の増大が、日本経済にどのような影響を及ぼすかを検討しうるトランスファ・モデルを開発する。このモデルにより物価等への短期的影響をとらえ、次に受給世帯の実質的家計構造にどんな影響を及ぼすかを検

討しうるサブ・モデルを作る。サブ・モデルとしては、さしあたり、高齢者世帯の家計を考えたい。そのためのデータ作成も課題である。

3. ダイナミック・モデルの改善

ECモデルはトランスファ・モデルとダイナミック・モデルから成っている。このダイナミック・モデルを改善し、社会保障給付のちがいに応じた長期予測を試みる。

研究実施計画

1. ECトランスファ・モデルの再検討及びダイナミックモデルの改善

昭和54年度社会保障問題調査研究の成果を踏まえて、トランスファ・モデルの再検討(4～6月)とダイナミック・モデルの改善(4月～昭和56年2月)を行なう。

2. 新しいモデルの開発

サブ・モデルの高齢者世帯の家計についてのデータ作成(4～9月)を行ない、次にトランスファ・モデルのシミュレーション(10～11月)と高齢者世帯への影響の検討(12月～昭和56年1月)をおこなう。

3. 報告書作成

昭和56年3月31日までに作成する。(ただし、1, 2において、最新データを用いた計算をする場合若干遅延する)

研究会構成員

主査 市川 洋 (筑波大学教授)

林 英機 (経済企画庁経済研究所主任研究官)

岸 功 (社会保障研究所研究員)

研究期間

昭和55年4月～昭和56年3月

研究会

研究課題ごとの研究会のほか、社会保障についての基礎的研究、社会保障政策の現時的動向を把握する等のために、次の研究会を置く。

- 経済・社会研究会
- 政策研究会

機関誌

『季刊社会保障研究』

この機関誌は、狭く社会保障に限らず、社会開発とか福祉国家とかに関する論文もとりあげ、執筆陣も研究員のほかに広く学界その他の参加を求めて、やや水準の高い学術雑誌であることを期待し、年4回 (Vol. 16, No. 1~No. 4) 刊行する。

『海外社会保障情報』

この情報は、海外における社会保障制度の動向および学術的な調査研究を迅速かつ的確に収録し、年4回 (No. 50~No. 53) 刊行する。

翻訳叢書

調査研究等の成果の普及の一環として関係文献の翻訳を行っている。既刊は次のとおりである。

- 1 ILO 編『世界各国における社会保障の費用 (1958~1960)』
- 2 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1964)』
- 3 R. M. ティトマス著『福祉国家の理想と現実』(谷訳)
- 4 M. S. ゴードン著『社会保障の経済分析』(地主他訳)
- 5 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1967)』
- 6 ILO 編『世界各国における社会保障の費用 (1961~1963)』
- 7 ベヴァリアジ報告『社会保険および関連サービス』(山田他訳)
- 8 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障

- 障制度 (1969)』(平石, 保坂, 山崎訳)
- 9 R. M. ティトマス著『社会福祉と社会保障』(三浦・渡辺他訳)
- 10 『ILO・社会保障への途』(塩野谷, 平石, 高橋訳著)
- 11 ILO 編『世界各国における社会保障の費用 (1964~66)』(平石, 保坂, 山崎訳)
- 12 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1973)』(岡本, 平石, 山崎訳)
- 13 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1977)』(平石, 山崎訳)

研究叢書

- 研究員および専門委員等の調査研究の成果を叢書にし、広く発表している。既刊は次のとおりである。
- 1 『社会保障研究序説』(山田著)
- 2 『インド社会保険の史的考察』(平石著)
- 3 『家族周期と児童養育費』—児童養育費調査報告書 (中鉢編)
- 4 『家族周期と家計構造』(中鉢編)
- 5 『経済発展と福祉社会』(小山・藤澤他著)
- 6 『社会保障水準基礎統計』(研究所編)
- 7 『貧困—その測定と生活保護—』(小沼著)
- 8 『高齢化社会の家族周期』(中鉢編)
- 9 『家族周期と世代間扶養』(中鉢編)

所内研究資料

未定稿の中間報告, 議事録および文献解説などを取り扱う。既刊は次のとおりである。

- No. 6501 文献解説『社会計画の方法論に関する基礎問題』
- No. 6502 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その1)」
- No. 6503 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その2)」
- No. 6504 中間報告「国民所得における社会保障費の統計的研究」
- No. 6505 文献解説「社会指標と経済指標の相関」
- No. 6506 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その3)」
- *
- No. 6601 個人研究中間報告「日本における地域別統計による経済的要因と社会的要因との相関について」
- No. 6602 文献解説「経済発展における所得の地域格差」
- No. 6603 議事録「児童手当制度について, 経済計画における社会保障」
- No. 6604 文献解説「生活水準指数」
- No. 6605 議事録「社会保障の体系化」
- No. 6606 翻訳「ドイツ連邦共和国内の社会保障—社会実態調査—」
- *
- No. 6701 中間報告「年金積立金運用の原理と運用方法」
- No. 6702 中間報告「わが国の生活水準指数—国連方式による試算 大正14年~昭和40年—」

- No. 6703 個人報告「山田渡政報告」
- No. 6704 中間報告「近郊都市の老人をめぐる社会的関係網」
- No. 6705 議事録「医療保険と医療保障—改革試案の内容について—」
- *
- No. 6801 「日本の社会保障」
- No. 6802 中間報告「アメリカの社会保障」
- No. 6803 中間報告「アメリカにおける老人対策の展開(1959~1963)—アメリカ上院老人問題特別委員会報告を中心に—」
- No. 6804 「新聞論調よりみた社会保障の展開とマス・コミの機能」
- No. 6805 「高齢者就労の実態と問題点」
- No. 6806 翻訳「国民老齢退職金と社会保障」
- *
- No. 6901 中間報告「社会資本の経済分析」
- No. 6902 中間報告「医療サービスの経済分析」
- No. 6903 中間報告「医療保障と所得再分配—実証と分析—」
- No. 6904 「貧困水準測定のための基礎資料」
- No. 6905 「高齢者世帯における生計費に関する研究資料」
- *
- No. 7001 文献解説「ラッセル・サージ、フアウンデーション刊 社会変化の諸指標」
- No. 7002 中間報告「年金給付水準の国際比較」
- No. 7003 「社会福祉, 社会保険関係目録(論文の

- 部)—社会福祉を中心に(1960~1970)—」
- *
- No. 7101 中間報告「負の所得税に関する研究」
- No. 7102 文献解説「社会経済的ディプロプメントの内容測定」
- No. 7103 文献解説「西ドイツ中期社会予算と社会保障論の一系譜」
- No. 7104 中間報告「国連『国民勤定統計』による社会的消費の国際比較的研究」
- *
- No. 7201 「労働管理と社会保障—健康保険の問題を背景として」
- No. 7202 中間報告「アメリカの社会保障(II)」
- No. 7203 中間報告「国民勤定統計とILO統計による保健費用の国際比較」
- No. 7204 中間報告「多問題家族に関する研究」
- *
- No. 7301 中間報告「社会的アンバランスに関する統計的研究」
- *
- No. 7401 翻訳「イタリアの労災補償」
- *
- No. 7501 文献紹介「各国社会指標関連報告の比較」
- *
- No. 7601 翻訳「イタリア経済・労働国民審議会『社会保障改革に関する報告と提案』1963」
- *
- No. 7701 翻訳「施設ケアの検討」

昭和54年度事業日誌

* No. 7801	要介護老人数と介護に必要なサービスマ ンパワーの将来推計	〔研究会〕	昭和54. 6. 28	経済分析研究会 経済分析研究会 (第1回) 報告内容「医療費変動 の要因分析」報告者：亜細亜大学 藤井良治 経済分析研究会 (第2回) 報告内容「国民医療費 の動向と特質」報告者：厚生省統計情報部 中村文 子
* No. 7901	医療政策の効果測定に関する理論的枠組 みについて一とくに予防医療の効果を中心 に—	11. 22	55. 2. 4	経済分析研究会 (第3回) 報告内容「社会保障の 給付・社会的消費および人的資源の配分について」 報告者：研究員 城戸喜子 経済分析研究会 (第4回) 報告内容「健康水準と 医療水準」報告者：医事評論家 二木 立 統計研究会
No. 7902	世帯からみた社会保障の所得再分配効果 —国民健康保険の拠出の分析—	54. 10. 30	11. 27	統計研究会 (第1回) 報告内容「世帯主年輪別の 税・保険料負担」報告者：研究員 岸 功 統計研究会 (第2回) 報告内容「生活保護基準の 格差縮小方式について若干の検討」報告者：主任研 究員 曾原利満 社会分析研究会
No. 7903	被保護世帯と一般世帯の間の消費水準格 差の測定と保護基準の算定に全世帯等 1.5 分位階級消費水準を物指しにする方法につ いての検討	4. 24	6. 12	社会分析研究会 (第1回) 報告内容「老人就労の 理論的枠組について」報告者：法政大学助教授 福 上 毅 社会分析研究会 (第2回) 報告内容「80年代社会 福祉の課題」報告者：研究第3部長 三浦文夫, 研 究員 高橋敏士
No. 7904	医療費増高の需要・供給分析	6. 26	7. 19	社会分析研究会 (第3回) 報告内容「総合的福祉 政策について」報告者：研究員 三重野 卓 社会分析研究会 (第4回) 報告内容「80年代社会
No. 7905	高齢者の福祉と雇用について			
No. 7906	'80年代の社会福祉についての調査報告 (未定稿)			
1	「戦後の社会保障 (本論)」			
2	「戦後の社会保障 (資料)」			
3	「現代の福祉政策」(設立10周年記念論文集)			
4	「日本社会保障資料 II」			
1	「社会保障の潮流—その人と業績」			
2	「社会福祉の日本的展開」			

単行本

社会保障選書

福祉の課題——有識者調査の方針について」報告者：研究員 高橋敏士	11. 14	経済・社会研究会 (第6回) 報告内容「政策目標と政策手段」報告者：参与 伊部英男
社会分析研究会 (第5回) 報告内容「社会福祉の最適制度——三重野の事例——」報告者：研究第3部長 三浦文夫	12. 13	経済・社会研究会 (第7回) 報告内容「財政シナテムを媒介とした福祉施策」報告者：研究員 都村敦子
社会分析研究会 (第6回) 報告内容「ニードの概念について」報告者：研究員 小林良二	昭和55. 1. 24	経済・社会研究会 (第8回) 報告内容「カナダの社会保障について」報告者：研究員 小林良二
社会分析研究会 (第7回) 報告内容「'80年代の社会福祉」のとりまとめについて」報告者：明治学院大学教授 三和 治, 立正大学教授 三友雅夫	2. 21	経済・社会研究会 (第9回) 報告内容「戦後スウェーデンにおける貧困, 社会扶助および社会政策」報告者：研究員 城戸喜子
社会分析研究会 (第8回) 報告内容「'80年代の社会福祉」のとりまとめと調査結果について」報告者：研究員 高橋敏士, 三重野 卓	昭和54. 11. 22	制度研究会 (第1回) 報告内容「人口・雇用変動と社会保障財政」報告者：研究第一部長 保坂哲哉
経済・社会研究会 (第1回) 報告内容「社会福祉財政論の構図」報告者：研究員 高橋敏士	12. 26	制度研究会 (第2回) 報告内容「雇用と社会保障」報告者：専門委員 高橋 武
経済・社会研究会 (第2回) 報告内容「イギリスの医療保障組織とその改革」報告者：研究第一部長 保坂哲哉	昭和55. 2. 28	制度研究会 (第3回) 報告内容「不況下のフランス社会保障」報告者：名古屋市立大学教授 上村政彦
経済・社会研究会 (第3回) 報告内容「年金制度基本構想懇談会報告について」報告者：顧問 山田雄三	昭和54. 4. 24	政策研究会 (第1回) 報告内容「年金制度基本構想懇談会報告について」報告者：上智大学教授 小山路男
経済・社会研究会 (第4回) 報告内容「F21世紀の国民生活像」について」報告者：所長 馬場啓之助	7. 31	政策研究会 (第2回) 報告内容「薬事二法案について」報告者：厚生省薬務局企画課長補佐 太田晋
経済・社会研究会 (第5回) 報告内容「経済計画と就業構造見通しからみた福祉計画の現実性」報告者：研究員 岸 功	9. 25	政策研究会 (第3回) 報告内容「医療費の動向について」報告者：厚生省保険局調査課長 川上友康
	12. 4	政策研究会 (第4回) 報告内容「労災保険の現状

役員・顧問・参与・職員名簿

〈昭和55年5月1日現在〉

と課題」報告者：労働省労働基準局労災管理課長

小田切博文

政策研究会（第5回）報告内容「厚生白書」につ

いて」報告者：厚生省大臣官房企画室長補佐 小沢
社六

★ 役員

所長	馬場啓之助
理事	岸野駿太
理事 (非常勤)	福武直
監事 (非常勤)	寺尾琢磨
	東京大学名誉教授
	慶応義塾大学名誉教授

★ 顧問・参与

顧問	山田雄三	一橋大学名誉教授
参与	平田富太郎	日本社会事業大学学長
参与	伊部英男	厚生年金基金連合会理事長

昭和55. 1. 29

〔研究成果等
の普及事業〕
昭和54. 10. 1

10. 22～25

昭和55. 2. 15

(役員会等)

昭和54. 5. 24

7. 19

9. 20

10. 18

12. 3

12. 5

12. 21

昭和55. 1. 18

1. 24

2. 7

2. 21

3. 21

公開研究座談会開催（第19回）テーマ「社会保障
の国民経済的效果に関する分析——年金制度につい
て——」報告者：筑波大学教授 市川洋，社会保
険研究所長 馬場啓之助，経済企画庁経済研究所主
任研究官 林英樂

第15回社会保障研究所基礎講座開催（健保会館）

第14回社会保障研究所シンポジウム開催

定例役員会開催（第147回）

定例役員会開催（第148回）

定例役員会開催（第149回）

定例役員会開催（第150回）

合同役員会開催（第151回）

臨時役員会開催

臨時役員会開催

専門委員会開催（第152回）

定例役員会開催

臨時役員会開催

定例役員会開催（第153回）

定例役員会開催（第154回）

★ 職 員

研究部長 三浦文夫
 調査部長 平石長久
 総務部長 新飯田昇
 専門委員(非常勤) 青江 井 夫
 " " 大江 見 一
 " " 小大 熊 郎
 " " 小山 沼 正
 " " 高橋 山 男
 " " 地主 武 重
 " " 中鉢 主 美
 " " 保坂 正 美
 " " 松原 哉 美
 " " 森岡 治 郎
 " " 安川 清 美
 " " 杉 正 彬

(アイウエオ順)

津田塾大学教授
 一橋大学教授
 慶応義塾大学教授
 駒沢大学教授
 上智大学教授
 北九州大学教授
 千葉大学教授
 慶応義塾大学教授
 金沢大学教授
 東京大学教授
 成城大学教授
 慶応義塾大学教授

社会保障研究所法

昭和39年7月7日法律第156号
 昭和45年6月1日法律第111号

目 次

第 1 章	総 則	(第 1 条—第 7 条)
第 2 章	員 等	(第 8 条—第 16 条)
第 3 章	業 務	(第 17 条・第 18 条)
第 4 章	財務及び会計	(第 19 条—第 26 条)
第 5 章	監 督	(第 27 条・第 28 条)
第 6 章	雑 則	(第 29 条・第 30 条)
第 7 章	罰 則	(第 31 条—第 35 条)
附		

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 社会保障研究所は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行い、及びその成果を普及し、もって国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(法人格)

第 2 条 社会保障研究所 (以下「研究所」という。) は、法人とする。

(事務所)

第 3 条 研究所の事務所は、東京都に置く。

(定 款)

第 4 条 研究所は、定款をもって次の事項を規定しなければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 事務所の所在地

(4) 役員に関する事項

(5) 業務及びその執行に関する事項

(6) 資産に関する事項

(7) 会計に関する事項

(8) 定款の変更に関する事項

2 定款の変更 (厚生省令で定める事項に係るものを除く。) は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 研究所は、前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

(登 記)

第 5 条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第 6 条 研究所でない者は、社会保障研究所という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第 7 条 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 44 条 (法人の不法行為能力) 及び第 50 条 (法人の住所) の規定は、研究所に準用する。

第 2 章 役 員 等

(役 員)

第 8 条 研究所に、役員として、所長 1 人、理事 2 人及び監事 1 人を置く。

(役員職務及び権限)

第 9 条 所長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、研究所の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、所長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員任期)

第 10 条 所長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて、所長が任命する。

(役員任期)

第 11 条 所長及び理事の任期は、4 年とし、監事の任期は、2 年とする。
2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第 12 条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。
(1) 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議員又は地方公共団体の長

(2) 政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。）

(役員解任)

第13条 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに連しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 所長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第15条 研究所と所長との利益が相反する事項については、所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(職員解任)

第16条 研究所の職員は、所長が任命する。

第3章 業 務

(業務)

第17条 研究所は、第1条〔目的〕の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- (1) 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。
- (2) 社会保障に関する情報及び資料を収集すること。
- (3) 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

2 研究所は、前項第4号に掲げる業務を行なおうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第18条 研究所は、委託に基づいて前条第1項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

第4章 財務及び会計

(事業年度)

第19条 研究所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の認可)

第20条 研究所は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第21条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後2月以内に厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第22条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定に

よる積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第23条 研究所は、厚生大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができ。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第24条 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(給与及び退職手当の基準)

第25条 研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(厚生省令への委任)

第26条 この法律に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第5章 監 督

(監 督)

第27条 研究所は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第28条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して報告を求め、又はその職員に研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分

を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第6章 雑 則

(解 散)

第29条 研究所の解散については、別に法律で定める。

(協 議)

第30条 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

- (1) 第4条第2項〔定款の変更の認可〕、第17条第2項〔業務の認可〕、第20条〔予算等の認可〕は第23条第1項〔一時借入金の認可〕の規定による認可をしようとするとき。
- (2) 第21条第1項〔財務諸表の承認〕又は第25条〔給与及び退職手当の支給の基準の承認〕の規定による承認をしようとするとき。
- (3) 第26条〔財務及び会計に関する事項の省令委任〕の厚生省令を定めようとするとき。

2 厚生大臣は、第20条〔予算時の認可〕の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の意見を聞くものとする。

第7章 罰 則

(罰 則)

第31条 研究所の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。よって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、5年以下の懲役に処する。

2 研究所の役員又は職員であった者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し、わ

いるを收受し、又はこれを要求し、若しくはこれを約束したときは、3年以下の懲役に処する。

3 犯人の收受したものは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第22条 前条第1項又は第2項に規定する者に対してわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第23条 第28条第1項（報告及び検査）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究員の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。

第24条 次の各号の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究員の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。

(1) この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

(1)の2 第4条第3項（定款の変更の届出）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第5条第1項（登記）の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

(3) 第17条第1項（業務）に規定する業務以外の業務を行なったとき。

(4) 第24条（余裕金の運用）の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

(5) 第27条第2項（監督命令）の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第35条 第6条（名称の使用制限）の規定に違反して社会保険研究所という名称を用いた者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(研究所の設立)

第2条 厚生大臣は、研究所の所長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ所長又は監事に任命されたものとする。

第3条 厚生大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、厚生大臣の認可を受けなければならない。

3 厚生大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

4 設立委員は、第2項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を前条第1項の規定により指名された所長となるべき者に引き継がなければならない。

第4条 附則第2条第1項（研究所の設立）の規定により指名された所長となるべき者は、前条第4項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第5条 研究所は、設立の登記をすることによって成立する。

(経過規定)

第6条 この法律の施行の際現に社会保険研究所という名称を使用している者は、この法律施行後6月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第6条（名称の使用制限）の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第7条 研究所の最初の事業年度は、第19条（事業年度）の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和40年3月31日に終わるものとす

る。

第8条 研究所の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第20

条〔予算時の認可〕中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第9条 (略)

(所得税法の一部改正)

第10条 (略)

(法人税法の一部改正)

第11条 (略)

(厚生省設置法の一部改正)

第12条 (略)

(地方税法の一部改正)

第13条 (略)

附 則 (昭和45年6月1日法律第111号抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。(後略)

社会保障研究所定款

昭和39年12月27日
厚生大臣認可

目次	
第1章 総則	(第1条—第3条)
第2章 役員	等 (第4条—第14条)
第3章 業務	(第15条・第16条)
第4章 資産	産 (第17条)
第5章 財務及び会計	(第18条—第25条)
第6章 雑則	則 (第26条—第28条)
付 則	

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本研究所は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もって国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(設立の根拠及び名称)

第2条 本研究所は、社会保障研究法（昭和39年法律第156号）に基づき設立された法人であって、社会保障研究所と称する。
(事務所の所在地)

第3条 本研究所の事務所は、東京都千代田区に置く。

第2章 役 員 等

(役 員)

第4条 本研究所に、役員として、所長1人、理事2人及び監事1人を置く。

(役員の仕事及び権限)

第5条 所長は、本研究所を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、所長の定めるところにより、所長を補佐して本研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、本研究所の業務を監査し、その結果に基づき必要があると認めるときは、所長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員の仕事)

第6条 所長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて所長が任命する。

(役員の仕事)

第7条 所長及び理事の任期は、4年とし、監事の任期は、2年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の仕事)

第8条 次の各号の1に該当する者は、役員となることができない。

- (1) 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長
- (2) 政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。）

(理事の仕事)

第9条 所長は、理事が前条各号の1に該当するに至ったときは、これを解任するものとする。

2 所長は、理事が次の各号の1に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。

(3) 所長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けるとする。

(役員の仕事)

第10条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第11条 本研究所と所長との利益が相反する事項については、所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が本研究所を代表する。

(顧問)

第12条 本研究所に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、所長の諮問に依り、本研究所の業務の運営に関する重要事項について意見を述べる。

3 顧問は、厚生大臣の認可を受けて、所長が委嘱する。

4 顧問は、非常勤とし、その任期は2年とする。

5 顧問は、再任されることができる。

(参 与)

- 第13条 本研究所に、参与若干名を置くことができる。
- 2 参与は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関し、意見を述べる。
- 3 参与は、本研究所の業務に関し学識経験を有する者のうちから厚生大臣の認可を受けて、所長が委嘱する。
- 4 前条第4項及び第5項の規定は、本条の参与について準用する。
(職員の任命)
- 第14条 本研究所の職員は、所長が任命する。

第 3 章 業 務

(業 務)

- 第15条 本研究所は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行なう。
- (1) 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。
 - (2) 社会保障に関する情報及び資料を収集すること。
 - (3) 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務。
- 2 本研究所は、前項第4号に掲げる業務を行なおうとするときは、厚生大臣の認可を受けるものとする。
- 第16条 本研究所は、委託に基づいて前条第1項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けるものとする。

第 4 章 資 産

(重要な財産の処分等)

- 第17条 本研究所は、土地及び建物を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、厚生大臣の承認を受けるものとする。

第 5 章 財 務 及 び 会 計

(事業年度)

第18条 本研究所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の認可)

第19条 本研究所は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

(財務諸表)

第20条 本研究所は、毎事業年度貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後2月以内に厚生大臣に提出して、その承認を受けるものとする。

2 本研究所は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときには、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添附するものとする。

(利益及び損失の処理)

第21条 本研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときはその残余の額は、積立金として整理するものとする。

2 本研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理するものとする。

(借入金)

第22条 本研究所は、厚生大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができ。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第23条 本研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第24条 本研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当に対し、必要な規程を設けるものとする。この場合において、その支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(会計規程)

第25条 本研究所は、会計に関し必要な規程を設けるものとする。この場合においては、厚生大臣の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

第 6 章 雑 則

(諸規程)

第26条 本研究所は、この定款に定めるものほか、組織規程、職員の任用規程その他業務の執行に関し必要な規程を設けるものとする。

(公告の方法)

第27条 本研究所の公告は、官報に掲載して行なうものとする。

(定款の変更)

第28条 この定款を変更しようとするときは、厚生大臣の認可を受けるものとする。

附 則

- 1 この定款は、社会保障研究所成立の日から施行する。
- 2 本研究所の最初の事業年度は、第18条の規定にかかわらずその成立の日始まり、昭和40年3月31日に終わるものとする。
- 3 本研究所の最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、第19条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「本研究所の成立後遅滞なく」とする。